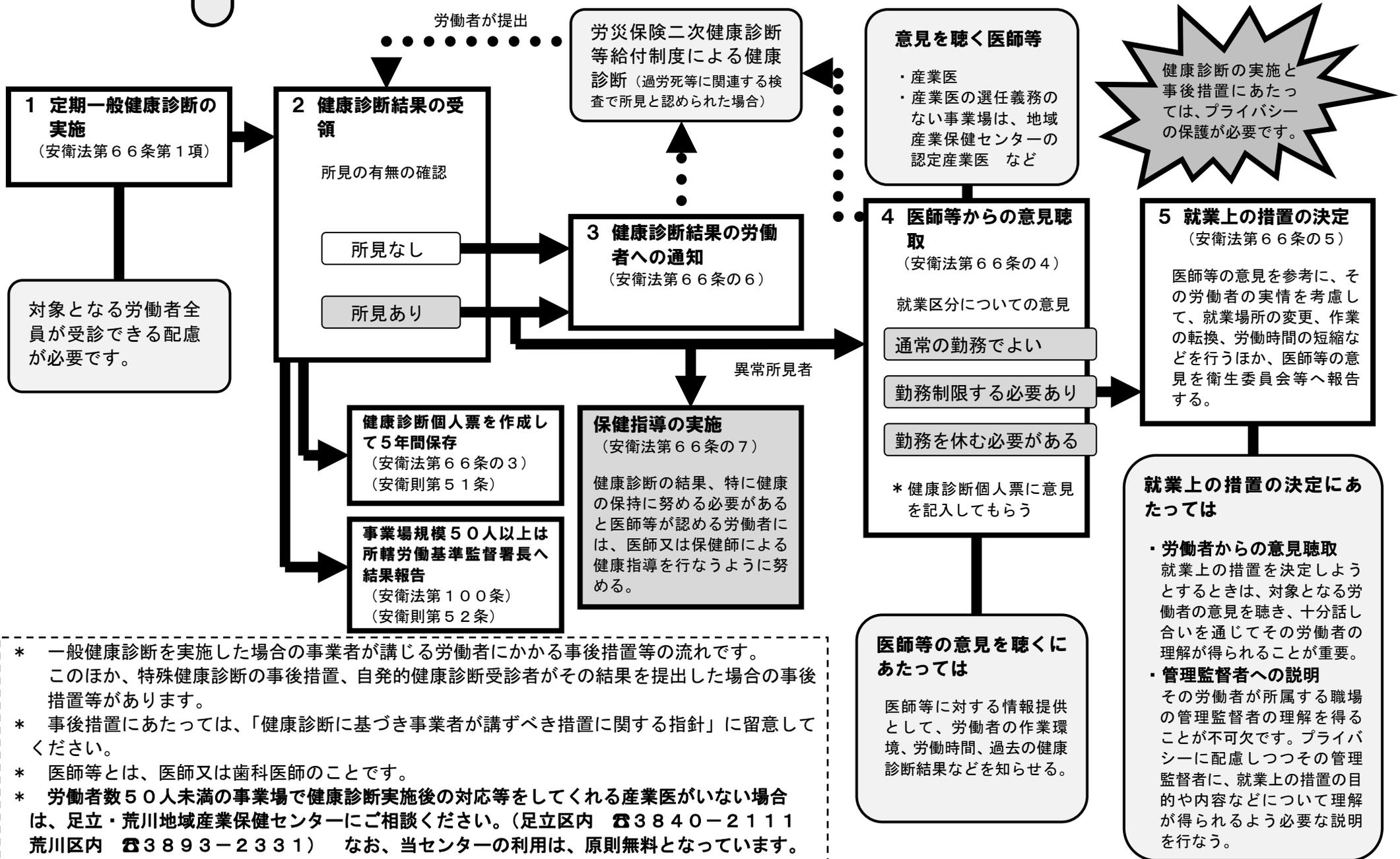


健康診断の実施と事後措置の概要 (定期一般健康診断とその後の流れ)



* 一般健康診断を実施した場合の事業者が講じる労働者にかかる事後措置等の流れです。このほか、特殊健康診断の事後措置、自発的健康診断受診者がその結果を提出した場合の事後措置等があります。

* 事後措置にあたっては、「健康診断に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に留意してください。

* 医師等とは、医師又は歯科医師のことです。

* 労働者数50人未満の事業場で健康診断実施後の対応等をしてくれる産業医がいない場合は、足立・荒川地域産業保健センターにご相談ください。(足立区内 ☎3840-2111 荒川区内 ☎3893-2331) なお、当センターの利用は、原則無料となっています。

就業上の措置の決定にあたっては

- ・労働者からの意見聴取
就業上の措置を決定しようとするときは、対象となる労働者の意見を聴き、十分話し合いを通じてその労働者の理解が得られることが重要。
- ・管理監督者への説明
その労働者が所属する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠です。プライバシーに配慮しつつその管理監督者に、就業上の措置の目的や内容などについて理解が得られるよう必要な説明を行なう。